

地域計画

策定年月日	令和7年3月31日
更新年月日	()
目標年度	令和16年度
市町村名 (市町村コード)	雲南市 (32209)
地域名 (地域内農業集落名)	阿用地区 (清久上組、清久下組、東上、宮内、福富、上市場、明賀谷、中盛、下岡、横手谷、掛屋、三峠、川西)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	110.47 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	110.47 ha
② 田の面積	89.30 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	21.17 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	0 ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	1.40 ha
(参考)区域内における〇才以上の農業者の農地面積の合計	ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	ha
(備考)	

注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。

2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。

3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。

4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。

5:(参考)の区域内における〇才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。

6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

圃場の区画が狭く、水路は老朽化し、耕作道も狭小で畦畔の面積が広く草刈りなどの維持管理に多大な労力がかかる。ただ、地域によっては草刈り作業も共同作業化するなど、景観維持に努めている。

農業従事者の高齢化も深刻化している。地区内には任意の営農団体も複数あるが、後継者不足に悩まされ続けている。集落内に後継者となり得る若い世代もいるにはいるが、なかなか農業に意識が向かない状況である。

農地集積も進めていきたいが、担い手不足のために思ったように進んでいない。

機械の共同利用も行っているが、機械の老朽化が進み機械更新も簡単にできない状況。農業経営収支が上向かないばかりか、農業機械の高騰が背景にある。

米収量の減少も問題である。夏などの異常高温が大きな要因のひとつだが、気候変動は農業用水の安定確保にも支障をきたしている。

鳥獣被害も増加傾向で深刻である。対策を行ってはいるが、完全な防止策には至っておらず、圃場の内外問わず荒らされ続けている。被害が続くことにより農業者の耕作意欲が減退し、耕作を断念することに繋がってしまっている。

近年の農業機械、資材、肥料、光熱費の高騰により収支が上がらないことから営農意欲の減退につながっている。これらのことから遊休農地が年々増加傾向にある。

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

- ①若手の農業者を確保・育成するために、対象者となる若者に対して農業の魅力、必要性を発信していく。
- ②圃場整備が完了する地域においては、しっかりと集積を行って効率的な農作業を行う。また、集落の実情にあった基盤整備(圃場修繕・水路改修等)を行う。
- ③農作業の省力化のために、自走式草刈り機の導入、スマート農業の推進(ドローンによる肥料・農薬散布・自動水管理機など)を図る。
- ④より良い販路を模索し、農産物の価値向上、収支向上に繋げる。
- ⑤有害鳥獣による農作物被害の軽減に向け、防護柵による防除及びその管理の徹底など集落全体で被害対策に取り組む。
- ⑥防災(治山・治水)の観点からも水源地帯を保持・管理し、山林・農地を守ることは集落維持につながる意識を共有していく。
- ⑦主な栽培作物は、水稻、麦類、飼料用作物、その他野菜など。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1) 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針

継続して集落での話し合いを行い、目標地図の見直しを行うなかで、農地の集積・集約化の取り組みを進める。

(2) 担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標

現状の集積率	9.9 %	将来の目標とする集積率	67 %
--------	-------	-------------	------

(3) 農用地の集団化(集約化)に関する目標

担い手への集積を進めることを目標とするが、集積できない農地が発生する際には対応方法を協議・検討する。

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1) 農用地の集積、集団化の取組

担い手が不足する地域では、農作業受委託を促進するとともに、地域全体で農用地の確保・有効利用を図る必要があるため、本市、雲南省農業委員会、農地中間管理機構、島根県農業協同組合、土地改良区等の関係機関・団体が連携し、地域の合意形成を図りながら、面としてまとまった形での農用地の集約化を進めることにより、団地面積の増加を図るとともに、担い手への農用地の集積を加速する。

(2) 農地中間管理機構の活用方法

本市、雲南省農業委員会、島根県農業協同組合は、農地中間管理機構が行う農地売買事業等の機能を活かした農地中間管理事業等を推進するため、農地中間管理機構に対し、農作業の委託のあっせん等について情報提供、事業の協力をを行う。

(3) 基盤整備事業への取組

生産性や品質の向上、コスト縮減、農作業の効率化を図るため、農地の大区画化・汎用化、排水性の改良、地下かんがい施設の普及など農業生産基盤の整備を推進し、農業者が必要な生産基盤整備に積極的に取り組めるよう、各種補助事業を活用し、農家負担の軽減に努め、事業実施にあたっては担い手集積農地、または将来担い手に集積の見込みのある農地について重点的に推進を図る。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組

本市は、新たに農業経営を営もうとする青年等や農業を担う多様な人材の確保に向けて、島根県東部農林水産振興センター雲南事務所農業部や島根県農業協同組合など関係機関と連携し、就農等希望者に対する情報提供、住居の紹介や移住相談対応等の支援、農業技術・農業経営に要する知識の習得に向けた研修の実施や必要となる農用地等や農業用機械等のあっせん・確保、資金調達のサポートを行う。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組

農作業受委託の推進に向けて、雲南省農業委員会、農地中間管理機構及び島根県農業協同組合を含む農業支援サービス事業体による農作業受託料金の情報提供の推進や、農作業受託事業を実施する生産組織の育成、農作業受委託の活用の周知等を行うことにより、農作業の受委託を促進するための環境

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)						
<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input checked="" type="checkbox"/> ④輸出	<input checked="" type="checkbox"/> ⑤果樹等		
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input checked="" type="checkbox"/> ⑨耕畜連携	<input checked="" type="checkbox"/> ⑩その他		
【選択した上記の取組内容】						
<p>①有害鳥獣による農作物被害の軽減に向け、防護柵による防除及びその管理の徹底、農地周辺の雑草等の刈払いや餌場となる食物残渣のゴミ捨て場の除去など、集落全体で被害対策に取り組む意識を更に高める必要がある。</p> <p>このため防護柵については、国・県事業などを活用し、集落内の農地全体をカバーできる設置方法を推進するとともに、総合的な被害対策が図られるようリーダーの養成を図るなど集落全体での取組を推進する体制整備を県と連携して進める。</p> <p>有害鳥獣捕獲は、捕獲主体である狩猟者との育成を図るため、特に農業者の狩猟免許の取得促進や捕獲技術の向上に係る研修会開催を計画する。</p> <p>引き続き雲南市猟友会など関係団体と連携し、国・県の支援も仰ぎつつ増加傾向にあるシカを中心に複数自治体による広域での捕獲を推進するとともに、近年被害が拡大するサルはGPS装置等を用いた行動監視により地域と連携した被害を未然に防ぐ取組に加え、有害鳥獣駆除班による対象鳥獣の捕獲に継続的に努める。</p>						
<p>②農業の持つ物質循環機能を生かし、生産性との調和などに留意しつつ、土づくり等を通じて化学肥料、農薬の使用等による環境負荷の軽減や生物多様性に寄与する従来の営農活動を拡大・推進するとともに、「雲南市脱炭素社会実現計画」に沿った取組について、関係機関等と協議、検討を行い、各種事業を活用し実施する。</p>						
<p>③ICT(情報通信技術)の急速な発展・普及により、農業や食関連産業等において新たな展開が期待されています。特に農業分野では、農業者の高齢化、担い手や労働力の不足が続いており、農業を成長産業とするためには、ロボット技術や情報通信技術(ICT)を活用したスマート農業や、AI、IoT、ビッグデータなどのデジタル技術を利用した農業のDX(デジタルトランスフォーメーション)の推進が必要不可欠であり、DXの導入・普及に当っては、特に行政からの働きかけが重要となるため、島根県東部農林水産振興センター雲南事務所農業部、島根県農業協同組合と協力して推進を図る。</p>						
<p>④新たな集出荷システムの構築と流通の最適化を図り、市内をはじめ近隣市町での地産地消に努めるとともに、県外での地産都商や海外輸出の拡大も見据えた取組を推進する。</p>						
<p>⑤条件が不利な圃場の耕作放棄を抑制するため、特用作物や果樹等の品目について農家が意欲的に取り組める収支計画や栽培技術の確立を推進する。</p>						
<p>⑦中山間地域等直接支払制度、多面的機能支払制度、環境保全型農業直接支払制度等各種事業を活用し、農地を守り、地域環境を守る取組を推進する。</p>						
<p>⑧農作物の生産性や品質向上、コスト縮減や農作業の効率化を図るため、ビニールハウス等の施設整備及び農地の大区画化・汎用化、排水性の改良や地下かんがい施設の普及など、各種事業を活用しながら農業生産基盤の整備、維持を推進する。</p>						
<p>⑨地域内での耕畜連携を進め、鳥獣害対策と連携した飼料作物が安定生産できる環境整備や、コントラクター(飼料の生産受託組織)などによる需要に応じた自給飼料の生産を推進し、自給飼料の積極的な確保に努める。また、国の補助事業を活用し、家畜排泄物処理施設の整備や長寿命化を進めるとともに、堆肥等の利活用を拡大するため情報提供や広域流通を推進する。</p>						
<p>⑩収益性の高い園芸作物の拡大について、これまで進めてきた、なべちゃん葱、アンジェレ(ミニトマト)を他の白ネギとミニトマトにも拡充して推進する。加えて、玉ねぎ、アスパラガスや山椒等の生産拡大も図ります。更に水耕野菜「みどりちゃん」やとうがらしの生産を継続することで、園芸作物の維持・拡大を支援する。</p>						
<p>⑪本市の畜産業は、本市農業の基幹部門として地域経済の発展に大きな役割を担っており、経営拡大・維持が図られるよう関係機関と連携し支援する。</p>						
<p>⑫規模拡大や省力化などの取組が個々の経営体では困難な場合、経営活動を広域化することで、一体的に作業効率化や営農コスト削減などが追及出来るメリットがあるため、引き続き集落営農組織が近隣組織や多様な人材と連携することにより、地域農業・農村を持続的に発展する体制づくりを進める。</p> <p>また、複数の集落を単位として、多様な組織や関係者が連携して農地の保全管理、農業振興、買い物や子育て支援等の生活扶助等の地域コミュニティ活動も含めた維持・活性化など農村型地域運営組織の形成を進める。</p>						

4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

属性	農業を担う者 (氏名・名称)	現状			10年後 (目標年度:令和 16 年度)				
		経営作目等	経営面積	作業受託 面積	経営作目等	経営面積	作業受託 面積	目標地図 上の表示	備考
利用者	J1	水稻	0.1 ha	0.1 ha	水稻	0.1 ha	0.1 ha		
利用者	B1	水稻	0.8 ha	0.8 ha	水稻	0.8 ha	0.8 ha		
利用者	C	水稻	0.6 ha	0.6 ha	水稻	0.6 ha	0.6 ha		
利用者	C1	水稻	0.2 ha	0.2 ha	水稻	0.2 ha	0.2 ha		
認農	L1	水稻	0.7 ha	- ha	水稻	1 ha	- ha		
利用者	O1	水稻	2.3 ha	- ha	水稻	3 ha	- ha		
認就	T1	牧草	1.6 ha	- ha	牧草	2 ha	- ha		
利用者	V	水稻 花卉	0.8 ha	- ha	水稻 花卉	0.8 ha	- ha		
利用者	E1	水稻	1.1 ha	2 ha	水稻	1.1 ha	2 ha		
利用者	W	水稻	2 ha	1 ha	水稻	2 ha	1 ha		
利用者	D1	水稻	0.3 ha	- ha	水稻	0.3 ha	- ha		
認就	M1	水稻	0.7 ha	- ha	水稻	0.7 ha	- ha		
利用者	B	水稻	1.1 ha	- ha	水稻	1.1 ha	- ha		
利用者	M	水稻	0.4 ha	- ha	水稻	0.4 ha	- ha		
利用者	L	水稻	0.7 ha	- ha	水稻	0.7 ha	- ha		
利用者	Y	水稻	0.1 ha	- ha	水稻	0.1 ha	- ha		
利用者	U1	水稻	0.4 ha	- ha	水稻	0.4 ha	- ha		
利用者	V1	水稻	1.4 ha	- ha	水稻	1.4 ha	- ha		
利用者	F	水稻	0.1 ha	- ha	水稻	0.1 ha	- ha		
利用者	U	水稻	0.1 ha	- ha	水稻	0.1 ha	- ha		
利用者	F1	水稻	0.2 ha	- ha	水稻	0.2 ha	- ha		
利用者	T	水稻	0.2 ha	- ha	水稻	0.2 ha	- ha		
利用者	S1	水稻	1.1 ha	- ha	水稻	1.1 ha	- ha		
利用者	K	水稻	0.2 ha	- ha	水稻	0.2 ha	- ha		
利用者	D	水稻	0.9 ha	- ha	水稻	0.9 ha	- ha		
利用者	E	水稻	0.3 ha	- ha	水稻	0.3 ha	- ha		
利用者	G	水稻	0.1 ha	- ha	水稻	0.1 ha	- ha		
利用者	H	水稻	0.2 ha	- ha	水稻	0.2 ha	- ha		
利用者	I	水稻	0.5 ha	- ha	水稻	0.5 ha	- ha		
利用者	J	水稻	0.3 ha	- ha	水稻	0.3 ha	- ha		
利用者	N	水稻	0.9 ha	- ha	水稻	0.9 ha	- ha		
利用者	O	水稻	0.3 ha	- ha	水稻	0.3 ha	- ha		
利用者	Q	水稻	0.6 ha	- ha	水稻	0.6 ha	- ha		
利用者	R	水稻	0.1 ha	- ha	水稻	0.1 ha	- ha		
利用者	S	水稻	0.6 ha	- ha	水稻	0.6 ha	- ha		
利用者	X	水稻	0.8 ha	- ha	水稻	0.8 ha	- ha		
利用者	Z	水稻	0.8 ha	- ha	水稻	0.8 ha	- ha		
利用者	A1	水稻	0.6 ha	- ha	水稻	0.6 ha	- ha		
利用者	G1	水稻	1.5 ha	- ha	水稻	1.5 ha	- ha		
利用者	H1	水稻	0.7 ha	- ha	水稻	0.7 ha	- ha		
利用者	I1	水稻	0.9 ha	- ha	水稻	0.9 ha	- ha		
利用者	K1	水稻	0.4 ha	- ha	水稻	0.4 ha	- ha		
利用者	N1	水稻	1.8 ha	- ha	水稻	1.8 ha	- ha		
認農	P1	水稻	0.7 ha	- ha	水稻	0.7 ha	- ha		
利用者	R1	水稻	0.6 ha	- ha	水稻	0.6 ha	- ha		
利用者	P	水稻	0.1 ha	- ha	水稻	0.1 ha	- ha		
認農	Q1	水稻	0.7 ha	- ha	水稻	0.7 ha	- ha		
計	47経営体		31.6 ha	4.7 ha		33 ha	4.7 ha		

注1:「属性」欄には、認定農業は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業者(農協を除く)は「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。

2:「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積を記載してください。

3:農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。

4:作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農作業受託面積は、作業受託面積に含めず、経営面積に含めてください。

5:備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努めてください。

5 農業支援サービス事業者一覧(任意記載事項)

6 目標地図(別添のとおり)

- 7 基盤法第22条の3(地域計画に係る提案の特例)を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数(人) うち計画同意者数(人・%)

注1:「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用收益権者の数を記載してください。

注1:「農用地所有者等」欄には、直営内の農用地等の所有者、
注2:「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。

注2:「計画同意合意」欄には、同意合意を記載してください。

(留意事項)

農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報を保有するに当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。

また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合は、氏名を削除するなど配慮してください。

必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。